

## 消防政策 提言案 3

# 消防職員の 基本的人権、労働基本権を確立します

- 憲法28条、ILO条約・勧告に基づき、消防職員に団結権・協約締結権を回復します。
- 消防職員委員会制度は廃止し、職場単位に管理職を含む全職員が参加する「職場会議（仮称）」を設けます。当面は、消防職員委員会の民主的な運営を行います。
- 職場に不団結と混乱を持ち込む「能力・実績にもとづく人事評価制度」の押しつけを許さず、民主的な人事・人材育成制度の確立を進めます。
- 整備指針に基づく搭乗人員の確保、年休取得の保障、3部制の運用を可能とする人員体制をめざします。
- 当該自治体一般職員と同様の昇格・昇給基準を適用します。
- 無賃金拘束時間は、当面、深夜勤務の回数制限、拘束手当支給などの改善を図ります。
- 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当を適正に支給します。
- 消防活動に従事する職員を代表する委員が参加する安全衛生委員会を確立します。
- 各消防本部単位で、惨事ストレスやハラスメント等によるメンタルヘルス不全、原子力・危険施設における働き方に関する方針を確立します。
- 職場のパワハラ・セクハラ・暴力に対応するために、民主的に選出された職員代表とともに、弁護士など第三者が参加する機関を設置します。
- 希望する女性消防職員は、消火活動の現場への配置など登用します。
- 女性消防職員が安心して働くことができるよう施設・設備、労働環境を改善します。
- 消防技術等の向上のための研修を充実させ、機会を保障します。
- 年金受給年齢の引き上げにともない高齢期雇用を確立します。

## 団結権付与を求め ILOが勧告 9回目

### 結社の自由委員会の勧告 (厚生労働省国際課仮訳による)

上記の中間的な結論に照らし、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

(a) 委員会は、政府に対し、日本政府が批准した第87号及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則を十分に尊重し、公務員の労働基本権を確保するため、関係する社会的パートナーと議論の上、特に次の事項について、遅滞なく必要な措置を講ずることを促す。

(i) 公務員への労働基本権の付与

(ii) 消防職員及び刑事施設職員への団結権及び団体交渉権の完全な付与

(iii) 国の行政に従事していない公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の確保、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償手続の確保

(iv) 結社の自由の原則に従い、国家の名のもとに権限を行使しない公務員へのストライキ権の確保、及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と職員に対して重い民事上又は刑事上の罰則が科されないことの確保

(v) 公務における交渉事項の範囲

はじめに

消防職員は全国に約16万人が配置され、24時間365日、昼夜分かたず、消防力、防災・減災、救急医療、消防水利の保全や火災予防などの業務に従事しています。

近年、巨大地震や原子力発電所の事故、また大規模な自然災害などが起こっています。

国民の消防・防災意識の高まりとともに、「安全・安心な地域で暮らしたい」という行政に対する住民の願いと期待は、ますます強くなっています。

しかし、いまの消防体制は、住民の期待や願いに応えられる消防体制になっているのでしょうか。残念ながらほとんどの消防現場は、法律で求められる基準の消防力すら満たしてはいません。

自治労連は国民の生命、身体、財産を守る消防体制の充実のためには、①どの地域でも安全・安心に暮らせるように、地域の実情に応じた消防体制の充実を図ること、②高い専門性を活かして、働きやすい職場環境をつくり、処遇改善を図ることが必要と考えます。

こうしたことをふまえ、自治労連は消防政策提言(案)をまとめ、さらにダイジェスト版を作成しました。

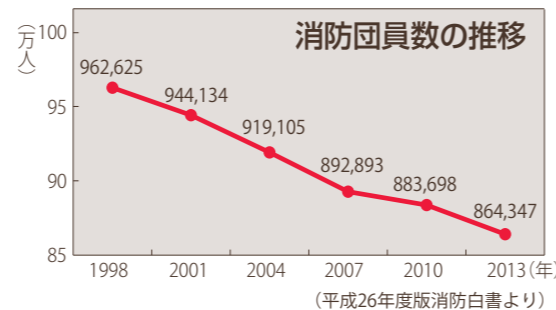
自治体、地域での消防政策づくりに活かしていただくとともに、消防職場・消防職員など消防行政関係者が一緒になって、消防力や消防体制の充実、それを支える消防職員の労働環境の改善をすすめていきましょう。

# 国民の生命、身体、財産を守る 消防体制の充実のために

## 消防政策 提言案 4

# 消防団員が、安心して 職務に従事できる条件を確立します

- 安心して消防団に従事できる条件、労働安全衛生体制を確立します。
- 消防団員が本職での勤務時間中にも一定の条件で消防団活動が行えるように支援します。
- 自治体職員が消防団に加入しやすいように、職場の環境を整備します。
- 企業、官公庁等の定年退職者が参加しやすい条件をつくります。
- 女性が参加しやすい条件をつくります。



## 「人事評価制度」を 議論もできない 消防職場に導入?

政府は、地方自治体で人事評価制度の導入を進めようとしています。これは消防職場にも当然対象となります。消防職場にはすでに階級制度あり、賃金制度に大きく影響しています。そこに人事評価制度が導入されても、人事管理などを改善することにつながるでしょうか。団結権もなく意見が反映できる仕組みもない消防職場に導入するのは問題です。人事評価制度で職員をうごかすのではなく、現場の意見や声が反映される職場づくりと、何より団結権の回復が求められています。

## 自治労連の消防政策提言(案) ダイジェスト版

政策提言の全文は自治労連のホームページへ [自治労連](#)

2015.4

自治労連 日本自治体労働組合総連合

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館  
TEL 03(5978)3580 FAX 03(5978)3588  
Email: jichiroren@jichiroren.jp  
URL: http://www.jichiroren.jp/

私たちは、全国の市役所、町村役場、都道府県庁、自治体の公務公共サービスで働く正規・非正規の労働者でつくる労働組合です。

